

平成 29 年 網走市議会
総 務 経 済 委 員 会 会 議 録
平成 29 年 2 月 22 日（水曜日）

○日時 平成29年 2 月 22 日 午後 1 時00分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 第 6 期網走市総合計画について
2. 公共施設の耐震診断結果について
3. その他

○出席委員（8 名）

委 員 長	渡 部 眞 美
副 委 員 長	井 戸 達 也
委 員	小田部 照
	川原田 英 世
	工 藤 英 治
	佐々木 玲 子
	田 島 央 一
	松 浦 敏 司

○欠席委員（0 名）

○委員外議員（1 名）

議 長	山 田 庫司郎
-----	---------

○傍聴議員（4 名）

金 兵 智 則
永 本 浩 子
平 賀 貴 幸
古 都 宣 裕

○説明者

副 市 長	川 田 昌 弘
企画総務部長	岩 永 雅 浩
企画調整課長	高 井 秀 利
建設部長	石 川 裕 将
建築課長	小 原 功

○事務局職員

事 務 局 長	大 島 昌 之
次 長	永 倉 一 之
総務議事係長	高 畑 公 朋
総務議事係主査	寺 尾 昌 樹

午後 1 時00分開会

○渡部眞美委員長 お疲れ様です。ただいまより総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会の議件は、一つ目といたしまして、第 6 期網走市総合計画についてと 2 項目め、公共施設の耐震診断結果についての 2 件となっております。

それでは早速 1 項目めの第 6 期網走市総合計画について、理事者より説明を求めます。

○高井秀利企画調整課長 第 6 期網走市総合計画について御説明を申し上げます。

資料 1 号をごらん願います。

初めに趣旨であります。当市は昭和42年以来 5 期にわたりまして、総合計画を策定してきております。

現行の第 5 期網走市総合計画は、基本構想と基本計画ともに平成20年に策定したものであり、平成29年度で計画期間が満了となりますことから、本市の今後目指すべき将来の姿を明らかにし、その実現に向けた総合的・計画的に進める長期的なまちづくりの指針として、平成30年度を初年度とする第 6 期網走市総合計画を策定しようとするものでございます。

次に計画の構成であります。平成27年に策定いたしました網走市人口ビジョン及び網走市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を図り、現行の計画と同様、基本構想と基本計画といたします。

具体的な施策につきましては、それぞれ各課が所管する個別計画や事務事業の中で明らかにしていくものといたします。

次に計画期間であります。平成30年度から平成39年度までの10年といたします。

次に計画策定の体制であります。庁内の体制は、総合計画策定会議及び策定会議部会とし、庁外の体制は、付属機関の網走市総合計画審議会、今後設置予定の網走市総合計画協働会議といたします。

次に策定方針であります。別紙策定方針をごらん願います。

1 枚めくっていただきまして、1 ページ目をごらん願います。

計画策定の趣旨、策定の視点、計画の更生、計画

の期間について記載しております。

二つ目の策定の視点といたしまして、一つにわかりやすい計画、二つ目にみんなでつくる計画として策定に取り組んでいきたいと考えております。

2ページをごらんください。

地方自治法改正に伴う総合計画の取り扱いであります。現行の第5期総合計画策定時におきましては、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し基本構想を議会の議決を経て定めることが義務づけられておりましたが、平成23年8月1日に施行されました地方自治法の一部を改正する法律によりまして、基本構想の法的な策定義務がなくなり、基本構想の策定及び議会の議決を得るか否かにつきましては、各市町村の判断に委ねられたところであります。

総合計画は市の総合的かつ計画的な行政運営の指針及びまちづくりの長期的展望を示すものでありますことから、法的な義務がなくなっても策定すべきであり、また市全体の総意により策定されたものであると裏づけるためにも、市民の代表であります市議会の議決を得ることが必要であるというふうに考えております。

したがいまして、平成29年第1回定例会におきまして、網走市総合計画策定条例を制定し、基本構想の策定及び議会の議決を得ることについて、条例により明文化をしたいというふうに考えております。

3ページをごらんください。

計画の構成イメージですが、先ほど御説明したとおり構成は基本構想と基本計画とし、基本構想では、策定の趣旨、まちづくりの理念、将来都市像などです。

基本計画では、分野別施策の方針、個別計画、事務事業の関連づけ、計画推進方針を掲げ、基本計画に個別計画や事務事業がぶら下がるイメージでございます。

4ページをごらんください。

策定の体制であります。まず庁内体制としまして総合計画策定会議策定会議部会とし、各課の職員についても施策の現状や課題の洗い出し、提案などに携わっていくような体制をとってまいります。

5ページをごらんください。

次に、庁内の体制であります。まず総合計画協働会議につきましては、市民、市民団体、事業者、市職員などから構成をいたしまして、総合計画案を策定するための施策などを提言してもらうものでござ

います。

協働会議からの提言等を参考にし、総合計画策定会議にて計画案を策定、網走市附属機関条例に基づく総合計画審議会にて審議答申をしていくような流れで進めてまいります。

次に、市民の参画でございます。今御説明いたしました協働会議のほか、昨年9月に実施した市民意識・満足度調査、地区別懇談会での意見などを計画に反映させていこうとするものでございます。

また、計画素案ができ上がった段階でパブリックコメントを実施いたします。

6ページになりますが、計画策定体制のスキームを掲載しております。

最後に7ページをごらんください。

計画策定スケジュールを掲載しております。

単年度で策定というタイトなスケジュールでございますが、市議会を初め、市民の皆様の御協力のもと進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○渡部眞美委員長 質疑、御意見等ございますか。

○松浦敏司委員 今、説明を受けましたけれども、この6期の計画を策定するにあたって、大事なことはまず5期の総合計画について、どのような評価をしているのかということが大事だし、その辺でどのような評価を持っているのか、まず伺いたいと思います。

○高井秀利企画調整課長 5期の評価につきましては、平成27年2月に中間評価という形で議会のほうにも説明をさせていただいておりますけれども、おおむね計画どおり進行しているというふうな判断を私のほうでしております。

計画期間が終わったあとの評価につきましては、今のところ評価する専門の委員会等を立ち上げてというふうには考えておりませんが、審議会の委員さんたちにはこれまでの中間評価ですとか、これまでの計画の工程等についての説明をしながら、新しい6期の計画の作成をしていきたいというふうに考えております。

○松浦敏司委員 やはりおおむねということで、100%計画どおりいくというのは、よほどのことではない限り、うまくいくものではないと思うのですが、おおむねいつているということでありました。

そんな中でも、しっかり総括すべきところはして、次の6期に生かしていかなければならないとい

う点では、非常に大事な部分だと思うので、そういう意味ではそこに参画する人たちに対してしっかりと情報を与えて議論できる、あるいは6期に生かしていきける、そういったものにしていく必要があるのではないかと思いますので、その辺でのお考えを伺いたいと思います。

○高井秀利企画調整課長 策定に携わります市民の方々に対しまして、これまでの市の評価ですとか、総合計画の進行管理等につきましても説明をしていきながら、6期の計画を策定したいと考えております。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

ないようですので、委員会として報告を受けたということで、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡部眞美委員長 続きまして、2項目めの公共施設の耐震診断結果について、理事者の説明を求めます。

○小原功建築課長 公共施設の耐震診断結果について御説明いたします。

資料2号の1ページをごらん願います。

今年度平成28年5月26日から平成29年3月10日の委託期間で実施しております市役所西庁舎、市民会館及び消防本部庁舎の耐震診断結果が判明いたしましたので、内容について御説明いたします。

まず、耐震診断についてでございますが、これは昭和56年6月に改正された現行の建築基準法及び同施行令により設計される建物、これを新耐震基準といいますが、これと同程度の耐震性能があるか判断するものでございます。

判定指標値についてでございますが、この判定指標値のことをI s値といいます。

建築物の耐震改修に関する法律における技術的指針では、I s値によって大きく三つの区分がなされております。

I s値が0.3未満のものは、大地震時これは昨年4月の熊本地震や阪神淡路大震災クラスの震度6強から7を想定しておりますが、この規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高いとされております。

また0.3以上0.6未満の場合には、大地震時に倒壊し、または崩壊する危険性があるとされております。

I s値が0.6以上ある場合には、大地震時におい

ても倒壊し、または崩壊する危険性は低いと判断されることになります。

下の表は、判定指標値I s値が0.6の場合に地震の規模として震度5弱程度の場合には、被害は少破未満で済み、震度6強程度の場合でも中破程度未満で済むことを表したものです。

明確に線引きはできませんが、大地震時の影響について参考として添付いたしました。

次に、2ページをお開き願います。

ここから平成28年度実施、公共施設耐震診断結果についてでございます。

まず、網走市役所西庁舎の診断結果でございます。

先ほど御説明いたしました判定指標値I sについてでございますが、地域及び建物の用途によって係数が定められており、網走市役所の場合は、I s値が0.675以上が耐震性を有していると判断される値となっております。

判定を行う場合には面で判定いたしますので、添付図面の上下短手方向、西庁舎の場合は南北方向になりますが、これをY方向とします。

また、左右長手方向、東西方向になりますが、これをX方向として診断を行いました。

結果X方向のI s値は0.305から0.628で、Y方向のI s値は0.284から0.557となりました。

先ほど御説明いたしましたように、I s値が0.3未満の値がありますので、大地震時の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い部分があると判定されます。

次に3ページをお開き願います。

市民会館の耐震診断結果でございます。

判定指標値I sは、市民会館につきましても地域及び建物の用途により、I s値が0.675以上で耐震性を有していると判断される値となっております。

判定を行うにあたり、添付図面の上下方向をY方向とし、左右方向をX方向として診断を行いました。

結果、X方向のI s値は0.603から1.528で、Y方向のI s値は0.196から1.892となりました。

I s値が0.3未満の値がありますので、大地震時の地震の震動及び衝撃に対し倒壊し、または崩壊する危険性が高い部分があると判定されます。

次に、4ページをお開き願います。

消防本部庁舎の耐震診断結果でございます。

こちらも判定を行うにあたり、添付図面の上下方

向をY方向とし、左右方向をX方向として診断を行いました。

結果X方向のI s 値は0.400から0.577でY方向のI s 値は0.202から0.702となりました。

I s 値が0.3未満の値がありますので、大地震時の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い部分があると判定されました。

判定結果報告について以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑、御意見等ございますか。

○松浦敏司委員 三つの建物とも倒壊、あるいは崩壊する危険性が高い部分があるということ。

部分があるということは、他の部分では耐えうるところもあると、こんなふうに捉えてよろしいでしょうか。

○小原功建築課長 その耐震性に支障がなかった部分と各階等で問題があった部分があるということでございます。

○松浦敏司委員 そうなると、いずれにしても現状のままだと震度6強から7という形で地震があったときには倒壊する危険性が極めて高いというようなことになるわけで、ではどうするかということが今後、問題になってくるのだろうというふうに思います。

その点でどうするかということと、もう一つ、震度6強あるいは7という地震があった場合、当然、津波ということを考えなければならないというふうに思うのですが、この津波に対する考え方というのはここには載っていないのですが、その辺はなぜなのか、お聞きしたいと思います。

○小原功建築課長 まず、今後の耐震性をどうしていくかにつきましては、平成29年度予算になりますけれども、公共施設耐震化検討事業といたしまして、予算を計上しているところでございます。

また、津波についてでございますけれども、こちらについては、今回はそれぞれの建物の耐震診断の結果報告ということでございまして、津波等も含めての検討を来年度行うということで考えております。

○渡部眞美委員長 ほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは委員会として報告を了承したということにいたします。

○渡部眞美委員長 3のその他でございますが、委員の皆さん何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

理事者の皆さんありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

なければこれをもちまして総務経済委員会を閉会いたします。

午後1時16分閉会